

第二回金融機能強化審査会 議事次第

日 時：平成18年9月12日（火）13：30～16：00
場 所：霞ヶ関ビル19階 第1会議室（391）

1. 開会
2. 会長及び会長代理の選任
3. 長官挨拶
4. 事務局説明
5. 頭取説明
6. 討議
7. 閉会

金融機能強化審査会配席図

平成18年9月12日(火)
於:霞ヶ関ビル19階
金融庁第1会議室

田 友 村 野

作 永 本 村

委 委 委 委

員 員 員 員

○ ○ ○ ○

説明者席

○

栗田監督調査室長
森監督局総務課長
監督局長
会長
河野審議官
川上銀行第二課長
神崎検査局審査課長

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

金融機能強化審査会説明資料

平成18年9月12日(火)
金融庁

目次

- 経営強化計画の記載内容について(審査項目) 1
- 検査結果の概要等について 5
- 優先株式発行条件(案) 8
- 委員からの主な御指摘 9

経営強化計画の記載内容について（審査項目）

審査項目	経営強化計画の内容と評価					当局事前審査
	指標	18年9月期	21年3月期	改善幅		
(1) 経営強化計画の終期において達成されるべき経営改善の目標（収益性及び業務の効率の程度並びに不良債権の処理）が基準に適合すること。（法第 17 条第 1 項第 1 号）	収益性	コア業務純ROA 0. 48%	0. 68%	+0. 20		適合する。
	効率性	OHR 66. 96%	53. 32%	▲13. 64		
	健全性	不良債権比率 7. 27%	4. 52%	▲2. 75		
	<p>(参考1) コア業務純益ROAについて、地域銀行の2年半のコア業務純益ROAの上昇の実績のうち、上位から3割の水準(+0.11%ポイント)。</p> <p>(参考2) ・コア業務純益ROA=コア業務純益/総資産(平残)×100%</p> <p>・OHR=経費/業務粗利益×100% (但し、経費から機械化関連費用を除くベース)</p>					<ul style="list-style-type: none"> ・計画の始期(18年10月1日=18年9月末決算)からの上昇。 ・コア業務純ROAは、同一業態の上位3割以内の上昇の程度が必要。 ・OHRは低下。 ・不良債権比率は低下。
(2) 経営強化計画の実施により経営改善の目標が達成されると見込まれること。（法第 17 条第 1 項第 2 号）	<p>① 収益性改善策</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 統廃合による余剰人員の再配置による「営業人員の増強」と「機能別の営業拠点の増設」による徹底した「営業力強化」を標榜。 ➢ ①地銀としての規模の優位性と効率性、②徹底した地域密着、③課題解決型営業を兼ね備えたビジネスモデルの構築を目指す。 ➢ 和歌山県内では、中小企業、個人事業主に対しスコアリングモデルを活用した貸出や、預金を取り扱った預かり資産部門の強化による「徹底した地域密着による金融サービス」を提供。 【預金シェア(含郵貯・JA) 18年3月末 27.2%→30%以上を目指す】 ➢ 大阪府内では、住宅ローン、小口事業性貸出を中心に「特化型サービス」を提供。 <p>② 効率性改善策</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ システム統廃合及び店舗統廃合による経費削減(▲57億円)の早期実現。 ➢ 経費削減効果を新たな営業チャネル、IT化(インターネットバンキング等)等へ積極的再投資(総額68億円、純増37億円)することによる効率性の更なる向上。 					計画の着実な実行により経営改善の目標は達成されると見込まれる。

	<p>店舗 両行計 125 店舗→合併時に 25 店舗統廃合 →専門化した機能別営業拠点の拡大(10店、3センター)</p> <p>全体の人員 2,406 名→2,302 名 営業人員 283 名増、うち新規採用 100 名</p> <p>③ 健全性改善策</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 債務免除、DDS等より踏み込んだ支援によるランクアップ。 ➢ 直接償却、バルクセール等のオフバランス化による不良債権の最終処理の促進。 ➢ 顧客との接点強化による不良債権新規発生の未然防止。 	
(3) 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。(法第 17 条第 1 項第 3 号) (第三者評価)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 経営強化計画について、第三者から目標達成が十分見込まれる内容との評価を受けており、当該計画の実行は、経営資源に照らして過度に実施困難ではないと見込まれる。 ➢ 現状、営業店別、地区別収益管理を行っており、経営強化計画を実施するに当たっての経営管理態勢は構築されているものと認められる。なお、今後は、全行ベースでの管理会計の導入により、一層の部門別損益管理の高度化を図るとしている。 ➢ 和歌山銀行の 18 年 3 月期における繰越欠損金(112 億円)は、10 月の両行の合併により、処理されることとなっており、公的資金の配当確保に向けた準備が整っている。 ➢ 19 年 6 月より HD に社外取締役 1 名を選任予定であり、すでに就任承諾を得ているほか、社外監査役については、18 年 6 月より 1 名増員を実施済み。 ➢ 18 年 10 月より経営に対する評価・助言を受けることを目的に、企業経営者 2 名、大学教授 1 名から成るアドバイザリーボードも設置予定であり、人選も調整済み。 ➢ 合併により消滅する旧和歌山銀行の職員については、従業員としての地位 	審査基準の各項目に合致しており、計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれる。
(経営管理態勢の構築)		
(公的資金配当確保に向けた準備)		
(責任ある経営体制の確立に向けた準備)		
(従業員の地位)		

	が不当に害されることがないよう人事処遇につき、両行の従業員組合と合意済みであり、経営強化計画の実施により従業員の地位が不当に害されないものであると認められる。																	
(4) 次のいずれにも適合するものであること。(法第17条第1項第4号)																		
① 経営強化計画に記載された信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策の実施により当該地域における金融の円滑化が見込まれること、その他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>18年9月期</th> <th>21年3月期</th> <th>増加幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小企業向け貸出／総資産 (中小企業向貸出残高)</td> <td>30.79% (9,750億円)</td> <td>31.93% (10,950億円)</td> <td>+1.14% (+1,200億円)</td> </tr> <tr> <td>経営改善支援取組先企業の数／取引先企業 (改善支援件数)</td> <td>1.81% (384件)</td> <td>2.14% (486件)</td> <td>+0.33% (+102件)</td> </tr> <tr> <td>担保・保証に依存しない融資取組額／中小企業向貸出 (担保・保証に依存しない融資取組額)</td> <td>1.64% (160億円)</td> <td>9.13% (1,000億円)</td> <td>+7.49% (840億円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>①中小企業再生支援協議会、らいぽ（わかやま地域産業総合支援機構）、和歌山県産業振興財団、企業再生ファンド（くろしお企業支援ファンド）等との連携、 ②本部・営業店の体制強化によるコンサルティング機能の向上、を通じ、創業・新事業支援、経営改善、早期の事業再生の機能強化を図る。</p>	指標	18年9月期	21年3月期	増加幅	中小企業向け貸出／総資産 (中小企業向貸出残高)	30.79% (9,750億円)	31.93% (10,950億円)	+1.14% (+1,200億円)	経営改善支援取組先企業の数／取引先企業 (改善支援件数)	1.81% (384件)	2.14% (486件)	+0.33% (+102件)	担保・保証に依存しない融資取組額／中小企業向貸出 (担保・保証に依存しない融資取組額)	1.64% (160億円)	9.13% (1,000億円)	+7.49% (840億円)	適合する。 ・事業性貸出に占める中小企業向け貸出の割合は8割以上。 ・計画期間中の事業性貸出の増加は、全て中小企業向け貸出の増加分。
指標	18年9月期	21年3月期	増加幅															
中小企業向け貸出／総資産 (中小企業向貸出残高)	30.79% (9,750億円)	31.93% (10,950億円)	+1.14% (+1,200億円)															
経営改善支援取組先企業の数／取引先企業 (改善支援件数)	1.81% (384件)	2.14% (486件)	+0.33% (+102件)															
担保・保証に依存しない融資取組額／中小企業向貸出 (担保・保証に依存しない融資取組額)	1.64% (160億円)	9.13% (1,000億円)	+7.49% (840億円)															
② 破綻金融機関でないこと。	➢ 紀陽銀行及び和歌山銀行が破綻金融機関でないことは、監査法人による監査、当局検査により確認されている。	適合する。																
③ 申込みに係る株式の引受けを受けて、銀行持株会社がその対象子会社に対して行う株式の引受けの額が当該申込みに係る株式の引受けの額を下回らないものであり、かつ、当該株式の引受け	➢ スコアリングモデルを活用した事業性貸出市場の創設、低格付先等の資金ニーズへの積極対応、問題解決型融資の実行など地域での新たなリスクテイクを行い、リスクアセットを積み上げていくうえでは、それに見合ったリスク資本として315億円必要（同額の資本参加をHDに受け、この全額をHDから子銀行へ増資）。 ➢ 資本参加の実現により、新紀陽銀行の自己資本比率は10.09%（19年	適合する（資本参加額315億円は適當な水準）。 ・同一業態に属する中位以上																

<p>が当該子会社の自己資本の充実の状況の見込みに照らし経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。</p>	<p>3月見込み)と、近畿地域での中位(10.01%)、足利銀行を除く地域銀行の中位(10.29%)、地域銀行の中位(9.62%)に相当する水準を確保。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 次項のとおり、回収可能性は保守的に見ても問題はない。 	<p>の銀行の自己資本比率の水準を一つの目安としつつ、銀行のリスクの状況等に見合うとともに、銀行が主として業務を行っている地域で金融機能を強化するために十分な水準。</p>
<p>(5) 整理回収機構が取得する株式につき、その処分をし、又は利益をもってする消却、償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合でないこと。(法第17条第1項第7号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 償還財源については、利益の積み上げによるとしており、5年後(23年3月末)の段階で申請額である315億円を上回る391億円の内部留保(配当可能額)が蓄積されるとしており、早期返済に向けた計画となっている。 	<p>回収は困難でないと認められる。</p>
<p>(6) 経営強化計画を提出した金融機関等により適切に資産の査定がされていること。(法第17条第1項第8号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 18年3月期決算については、紀陽ホールディングス及び紀陽銀行については、あずさ監査法人より、和歌山銀行については、中央青山監査法人より適正とする監査報告書が提出されている。 ➤ 紀陽銀行及び和歌山銀行に対しては、平成17年9月期を対象とする当局検査を実施しており、その結果については、18年3月期決算に的確に反映されていると認められる。 	<p>資産査定は適切と認められる。</p>

検査結果の概要（直近検査）

1. 紀陽銀行 【金融庁検査】

- (1) 対象決算期 17年9月期
(2) 検査実施日 18年2月2日
(3) 検査立入期間 18年2月15日～3月24日
(4) 検査結果通知日 18年4月28日
(5) 検査結果主要計数 (預金残高 : [REDACTED])

	自己査定	当局査定	増減（増減率）
自己資本比率（単体）	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
自己資本比率（連結）	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
償却・引当額	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
再生法開示債権	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

※自己査定と当局査定で債務者区分が相違した先数は [REDACTED]

2. 和歌山銀行 【金融庁検査】

- (1) 対象決算期 17年9月期
(2) 検査実施日 18年2月8日
(3) 検査立入期間 18年2月23日～3月28日
(4) 検査結果通知日 18年4月28日
(5) 検査結果主要計数 (預金残高 : [REDACTED])

	自己査定	当局査定	増減（増減率）
自己資本比率（単体）	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
自己資本比率（連結）	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
償却・引当額	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
再生法開示債権	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

※自己査定と当局査定で債務者区分が相違した先数は [REDACTED]

○ 当局検査結果の決算反映状況等について

1. 債務者区分の決算反映状況

(単位:件数)

	検査における債務者区分の相違先数	18年3月期決算への反映状況		
		検査結果以下へのランクダウン先	ランクアップ先	ランクアップの主な要因
紀陽銀行	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
和歌山銀行	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

(注1) 紀陽銀行については、債務者区分相違先[REDACTED]のうち、損益に影響のある一定水準([REDACTED])の決算への反映状況を検証。

(注2) 両行ともに、[REDACTED]は認められない。

2. 要追加償却・引当額の状況

(単位:億円)

	自己査定 (平成17年9月 期)[A]	当局査定 (平成17年9月 期)[B]	差額 [B]-[A]	自己査定 (平成18年3月 期)[C]	差額 [B]-[C]
紀陽銀行	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
和歌山銀行	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

(注) 和歌山銀行については、[REDACTED]

紀陽・和歌山グループの資本政策等(17年度)

		HD	紀陽	和歌山
資本政策の内容	優先株	252億円調達 (第三者割当)	80億円	90億円
	劣後ローン	50億円調達	36億円調達	50億円
	資本増加額(純額)	82億円	116億円	140億円
公的資金(早期健全化法)			買取 121億円で買取。なお、買取資金は、16年度中に劣後ローン等により調達。	120億円返済
決算	当期純利益	32億円	51億円	▲123億円 (参考)
(18/3)	自己資本比率	9.52% (連結)	8.59% (単体)	8.90% (単体)

優先株式発行条件（案）

- ①種類 株式会社紀陽ホールディングス第4回第一種優先株式
- ②発行総額 315 億円
- ③発行株式数 45 百万株
- ④発行価額 1 株につき 700 円
- ⑤発行の方法 第三者割当の方法により、株式会社整理回収機構に本優先株式の全株式を割り当てる。
- ⑥発行価額中資本
に組入れない額 1 株につき 350 円
- ⑦優先配当率 Tibor(1年) + 1.15% 但し、7.50%を上限とする。
- ⑧残余財産の分配 1 株につき 700 円
- ⑨議決権 優先配当金が支払われない場合には議決権を持つ
- ⑩普通株の交付と引換えに本優先株式を取得することを請求する権利
7. 取得を請求し得るべき期間（取得請求期間）
平成 23 年 10 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日
 - イ. 当初取得価額
平成 23 年 10 月 1 日の時価
 - ウ. 取得価額の修正
毎月 1 日時価（1 日までの 3 連続取引日の終値の平均値）にて修正
 - エ. 取得下限価額
当初取得価額（平成 23 年 10 月 1 日の時価）50%
 - オ. 取得上限価額
なし。
- ⑪普通株の交付と引換えに本優先株式を当社が取得できる権利
7. 一斉取得日
平成 28 年 10 月 1 日
 - イ. 一斉取得価額
平成 28 年 10 月 1 日の時価
 - ウ. 一斉取得下限価額
取得下限価額と同じ【当初取得価額（平成 23 年 10 月 1 日の時価）50%】

以 上

委員からの主な御指摘

【全般】

- 国民の税金を背景とする資金を入れる以上、経営者は「なぜこの資金が必要なのか」及び「この資金の重要性」について、末端の職員まで周知し、日々の業務に取り組む目線を統一して欲しい。

【資本参加額】

- 315億円の所要額について、数字的な積み上げはもちろん、使い途についても、不良債権処理ではなく地域の利用者のために前向きに使われることについて、納得感が得られるような説明が必要。

【地域の金融の円滑化】

- リレバンについて、これまでの取り組みの評価の上に、今回の経営強化計画において更に地域に貢献していくためにどのような施策を盛り込んだのかについての説明が必要。例えば、顧客への満足度アンケートの結果も地域の利用者ニーズを引き出すために活用して欲しい。
- 特に、中小企業向け貸出、事業再生、担保・保証に過度に依存しない融資への取り組みについて、具体的な説明が必要。

【収益性】

- 収益力の3本柱(住宅ローン、預り資産、スコアリングモデルを中心とした事業性貸出)の実現可能性について、説得力ある説明が必要。

【効率性】

- 他行との競争の厳しい大阪においても収益が確保できるのか。地域戦略をよく検討する必要。
- IT投資についても、費用対効果を十分検討し、真に効率性向上につながるものとする必要。

【ガバナンス】

- コーポレイトガバナンス体制は器としては異論ないが、実質的に機能させていくことが必要。

【その他】

- 反社会的勢力への対応をはじめ、コンプライアンス遵守には万全を期して欲しい。